

でいご園からのお知らせ

平成27年8月から

一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割になります。

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。この利用負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代の方が皆75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくこととなります。

(1) 2割負担対象者の方とは

65歳以上の方で、合計所得金額が160万以上の方です。（単身で年金収入のみの場合、年収280万以上の方も対象です）ただし、合計所得金額が160万以上であっても、実際の収入が280万に満たないケースや65歳以上の方が2人以上いる世帯で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

(2) 2割になる時期について

対象者は、平成27年8月1日以降にサービスを利用された時からになります。

(3) 自分の負担割合の確認方法について

要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6月から7月頃に、利用者負担が1割の方も2割の方も市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒に当園にご提出下さい。

(4) 1割負担から2割負担になった人の負担料金について

月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2割になるわけではありません。